

大曲仙北広域市町村圏組合消防本部・消防署指揮隊運用要綱

平成29年4月1日

大曲仙北広域市町村圏組合訓令第6号

(目的)

第1条 この要綱は、大曲仙北広域市町村圏組合消防本部警防規程に基づき、火災又は地震等の災害（以下「災害等」という。）現場における災害実態若しくは被害状況の把握を迅速に行い、部隊を効果的かつ安全に活動させるため、指揮隊の運用について必要な事項を定めるものとする。

(運用基準)

第2条 指揮隊は、管内における火災、救助及び特異・特殊な事案に対する消防活動について、現場活動の統括指揮にあたるものとする。また、多数の死者、傷病者を伴う救急活動についても同様とする。

(指揮隊等の編成)

第3条 指揮隊は、消防本部及び大曲消防署並びに角館消防署の職員により各1隊3名以上で編成することを原則とする。

2 指揮隊長は、消防司令以上の階級をもって充て、災害現場における最高責任者とする。

3 指揮隊は指揮隊長のほか、指揮担当員、情報担当員によって構成する。ただし、災害等の規模に応じて、人員を増減又は担当を兼務することができるものとする。

4 指揮隊長は、前項に規定する編成について、必要に応じ指揮担当員及び情報担当員を指名できるものとする。

5 指揮隊は、指揮車両の運用を原則とする。ただし、必要により出動隊の車両で運用できるものとする。

(指揮権)

第4条 指揮隊長は、指揮権を明確にするため出動部隊及び消防指令センター（以下「指令センター」という。）に対し指揮宣言を行うものとする。

2 指揮権は、指揮宣言をもって移行するものとし、次の各号に定めるものとする。

（1）災害現場へ上級者が出場及び到着した場合、災害の状況等により上級者自ら指揮を執る必要があると認めるときは、指揮宣言を行うことで指揮権が移行するものとする。

（2）指揮隊長は、前号の指揮体制に移行した場合であっても、現場指揮本部の中核として任務を遂行するものとする。

（3）指揮権を移行する者は、速やかに現場の状況、移行までの間にとった措置、その他指揮の行使のために必要な事項を指揮隊長となる者に報告又は伝達しなければならない。

（4）指揮権の移行は、上級者が指揮宣言をする意思表示がない限り、自ずと指揮隊長の指揮権を上級者へ移行するものではない。

- (5) 指揮隊長は、現場活動が収束に向かった場合など、現場活動の経過を踏まえ、災害現場を管轄する所属長等に指揮権を移行することができるものとする。

(指揮体制)

第5条 指揮隊活動を円滑に行うため、次の各号に定めるところにより活動を行うものとする。

- (1) 指揮代行 先着消防隊の指揮者（以下「先着隊指揮者」という。）は、現場到着後指揮隊が到着するまでの間、指揮代行を宣言し現場指揮をとるものとする。
- ア 先着隊指揮者は、指揮隊到着後、指揮隊長へ火災等の災害状況及びその活動概要を速やかに報告しなければならない。
- イ 指揮隊長は、先着隊指揮者が自ら活動し指揮が執れない場合、自ら必要な指示及び情報収集等を行うものとする。
- (2) 局面指揮 指揮隊長は、災害状況及び現場活動の状況等から必要と判断した場合、任務を明確にして、速やかに局面指揮者を指定し、必要に応じて局面指揮所を設置するものとする。
- (3) 緊急時の指揮系列 災害現場において、緊急に危険等が切迫している場合は、指揮系列を飛び越えて、命令、報告がなされる場合がある。この場合、各活動隊員は速やかに指揮隊長へ報告しなければならない。また、報告を受けた指揮隊長は、命令、報告内容を出動部隊及び指令センターへ周知しなければならない。

(指揮隊の責務)

第6条 指揮隊の責務は、次の各号に定めるものとし、指揮隊長は指揮業務を掌理する。

- (1) 出場している消防隊等の総括指揮
 - (2) 情勢に適応する部隊配置の決定及び部隊運用
 - (3) 現場指揮本部の設置
 - (4) 消防活動方針の決定
 - (5) 安全管理の徹底
 - (6) 情報収集
 - (7) 状況報告、活動報告及び危険情報等における出動部隊及び指令センターとの情報共有
 - (8) 現場引継ぎ時の情報伝達の徹底
 - (9) 必要関係機関等への応援要請
 - (10) 装備、資機材等の応援要請
 - (11) 火災等の経過の把握
 - (12) 火災の推移の判断
 - (13) 効果的な現場広報
 - (14) 消防団等関係機関との連携
 - (15) その他必要な事項
- 2 指揮隊長は、必要に応じて指揮隊員に指揮隊長代行をさせることができる。
- 3 火災の鎮圧、鎮火の判定は、指揮隊長が現場を確認して決定する。なお、鎮火については、災害現場を管轄する所属長等と共に現場を確認するものとする。

(現場指揮本部の設置等)

第7条 指揮隊長は、第2条の規定に基づき災害現場における情報の収集、分析及び効率的な消防活動の指揮、統制、管理を行うため現場指揮本部を設置するものとする。ただし、災害が小規模である場合又は消防活動が短時間に終了すると見込まれる場合で、現場指揮本部を設置する必要がないと判断したときは、この限りでない。

2 指揮隊長は、必要と認める場合、現場指揮本部に消防団長等及び関係機関を参画させることができる。

3 現場指揮本部の指揮要領等は、別表第1に定めるものとする。また、現場指揮本部の無線呼称を「現場指揮」とする。

4 指揮隊長は、災害現場の状況経過及び消防活動の指揮、統制、管理を行うため、別表第2及び別表第3に定めるシートにより活動状況等を管理するものとする。

5 現場指揮本部の解散は、指揮隊長が災害現場の状況判断に基づいて、解散できるものとする。

(任務)

第8条 指揮隊の任務は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 指揮隊長

- ア 災害及び被害状況の把握
- イ 活動方針の決定
- ウ 出動各隊への下命
- エ 警察、消防団等の関係機関との連携
- オ 指令センター等への状況報告
- カ 報道対応
- キ 現場全域の安全管理
- ク その他必要事項

(2) 指揮担当員

- ア 現場指揮本部の開設及び運営
- イ 出動各隊への指示伝達
- ウ 危険因子の分析と把握
- エ 各隊員の安全管理
- オ 現場広報

(3) 情報担当員

- ア 災害及び被害状況の調査
- イ 関係者から聴取
- ウ 写真撮影等の記録、整理
- エ 画像伝送装置による指令センター等への現状報告

(附 則)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

指揮活動要領

項 目	覚知から途上	現着から初期	中 期	後 期	安全管理
指揮隊長	1 指令番地の確認 2 指揮隊員へ任務の具体的下命 3 先着隊からの情報把握	1 現場及び災害実態の把握 2 重要情報（作業危険、逃げ遅れ）の把握、周知、報告 3 部隊配備の確認、任務付与、活動統制 4 応援要請の有無 5 先着隊活動状況の把握	1 消防活動状況の把握、活動部隊の任務履行状況の確認 2 活動方針の見直し 3 消防団長等及び関係機関の参画	1 活動方針の変更、活動部隊への周知 2 鎮圧、鎮火の判断、時機 3 部隊縮小の決定 4 報道対応 5 指令センターに対する活動及び被害状況等の報告（火災即報）	1 危険要因の把握 2 安全監視 3 受傷事故発生時の対応
指揮担当員	1 途上視認状況の確認 2 気象状況の確認 3 警防計画の確認 4 指令センター及び先着隊等からの情報確認、報告	1 火元建物実態把握、火点・延焼範囲の確認（住所、名称、構造、用途、階層、延焼方向） 2 危険要因（人物、作業、延焼）の把握 3 消防活動状況の把握と戦力分析 4 現場指揮本部の運営	1 火災の推移と部隊の活動状況の把握 2 出動隊の部隊管理 3 広報活動	1 転戦可能隊の把握 2 被害の把握	
情報担当員	1 指令番地の確認 2 車両の運行 3 部署位置の確認	1 関係者の確保 2 逃げ遅れ情報、危険情報等の把握 3 写真撮影等の記録、整理	1 火点建物の状況把握 2 重要情報の分析、追跡、確認、報告 3 災害経過の記録及び整理	1 重要情報の追跡確認 2 死傷者の発生要因の確認	

指揮隊情報収集シート

対象物実態	出火場所		名称・業態	関係者	氏名 (出火建物との関係)			年齢		家族(建物)人員 名							
	り災建物	造	建		全・半・部分	焼	住所			出火建物在宅人員 名							
延焼拡大危険	東	危険物等			避難状況	避難人員 名			避難場所								
	西																
	南																
	北																
警戒区域(消防・火災)			危険区域(爆・毒・電・放)														
検索活動				要救助者		有・無	男女	名	計	名	負傷者		有・無	男女	名	計	名
隊名	場所	時間	備考	No.	氏名	年齢	居場所	救出隊	No.	氏名	年齢	収容病院	救急隊				
		:															
		:															
		:															

出動隊	活動概要

活動方針:							

活動危険			
場 所	内 容		処 置
救護所	設置場所	収容人員	管理責任者・隊
関係機関との連絡(確認)			
電 気 断	:		
ガ ス 断	:		
警 察	:		
	:		
	:		

1 この様式の大きさは、日本工業規格A1とするほか、耐水性に優れた用紙とする。

部 隊 活 動 シ ー ト

This image shows a full page of blank graph paper. The grid consists of thin, light-green lines forming small squares across the entire area. There are no margins, text, or other markings on the paper.